

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊藤和貴

市町村名 (市町村コード)	山口市 ( 352039 )
地域名 (地域内農業集落名)	仁保上郷地区 ( 北河内、一の瀬、大畠、揚山、金坪 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・山際の農地を中心に有害鳥獣被害が深刻である。
- ・担い手・地主の高齢化のため、土地・水路の管理が出来なくなっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・この地区においては、複数の中心経営体が存在するが、農地集積が不十分な状態である。今後は、中心経営体については、地区内の高齢等の理由により営農継続が困難になった農業者などから、農地を集積し、地区内の農地流動化の防止に努めるとともに、経営規模の拡大による低コスト化、経営の複合化などに取り組むことで、経営の安定化を図る。また、中心経営体以外の農業者については、営農継続が困難になった場合は農地中間管理機構を活用し、中心経営体へ農地を貸し付ける。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	94 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手に集積・集約化し効率化を図る。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者の意向を確認しながら、原則として農地中間管理機構を活用していく。 ・農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域の実情を考慮しつつ、農地利用の効率化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外からの多様な経営体を広く受け入れる体制の構築を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作業における作業負担を軽減するため、効率化が期待できる作業については、積極的に委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--